

## 稚内ブランド認定マーク及び稚内ブランド認定品画像データ使用に関する要領

### (目的)

第1条 この要領は、稚内ブランド認定マーク及び稚内ブランド認定品画像データの使用に関し、必要な手続きを定めるものとする。

### (著作権)

第2条 本認定マーク及び本認定品画像データの著作権は、稚内ブランド推進協議会が所有する。

2 本認定マーク及び本認定品画像データは、無断で使用してはならない。

### (使用許可)

第3条 本認定マーク及び本認定品画像データの使用を希望する者は、稚内ブランド認定マーク及び稚内ブランド認定品画像データ使用許可申請書（別紙様式第1号）を稚内ブランド推進協議会会長に提出しなければならない。

2 稚内ブランド推進協議会は、内容を審査の上、適当であると認められる場合は、これを許可し、使用許可決定通知書（別紙様式第2号）を交付するものとする。ただし、稚内ブランド推進協議会は、本認定マーク及び本認定品画像データの使用許可に際し、必要に応じて条件を付すことができるものとし、また、使用許可決定通知書の交付を受けた者がこの要領に違反した場合には、是正のための措置を命ずるほか使用許可を取り消すことができる。

### (使用許可の期間)

第4条 使用許可の期間は、使用を許可した日からその年の年度末までとする。

2 使用許可の期間満了後において、引き続き使用しようとするときは、改めて前条の許可を受けなければならない。

### (使用許可の制限)

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないものとする。

- (1) 本協議会の信用を損なうおそれがあると認められたとき。
- (2) 自己の商標や意匠にするなど、独占的に使用するとき。
- (3) その他、著しく不相当と認められたとき。

### (その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 附則

この要領は、平成24年8月1日から施行する。

この要領は、平成26年12月1日から施行する。